

# 相模原市農業委員会第14回会議議事録

開会日時 令和5年4月28日 午後1時34分

閉会日時 令和5年4月28日 午後2時38分

開催場所 市民会館3階 第1大会議室

出席委員 ( 印)

	青 木 齋	8	志 村 佳 男		八 木 拓 美
	齋 藤 憲 一		阿 部 健		菱 山 喜 章
	加 藤 正 博		高 橋 三 行		藤 村 達 人
	渋谷 久 夫		齋 藤 孝 之		天 野 明
	斉 藤 嘉 之		山 口 幸 男	19	加 藤 通 一
	大 塚 優 子		大 谷 健 一		
	小 林 康 史		西 東 邦 雄		

出席委員 17名

欠席委員 2名 ( 8番志村佳男委員、19番加藤通一委員)

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 天野修 濱端雄高 鈴木克彦

議事録署名人 議 長

議席15番

議席16番

## 会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第 1 回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
4	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
5	議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
6	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
7	議案第 5 号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第 6 号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第 7 号	農用地利用集積計画の決定について
1 0	議案第 8 号	令和 6 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
1 1	報告第 1 号	農地所有適格法人の報告について
1 2	報告第 2 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 3	報告第 3 号	非農地証明書の発行について
1 4	報告第 4 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 5	報告第 5 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

## 議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第14回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、8番志村佳男委員、19番加藤通一委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、15番八木拓美委員、16番菱山喜章委員をお願いいたします。

傍聴はございません。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

### 事務局（前田事務局長兼次長）

令和5年3月30日から4月27日までの主な会務につきまして報告いたします。会務報告の資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

4月19日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長と私、前田ほかが出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告4件となっております。

同日、同所におきまして農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、役員補充、選任ほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

3月30日、農業委員会第13回総会を行いまして、農業委員19名に出席いただいております。

4月14日、盛土規制法の施行に向けた説明会が行われまして、伊藤所長が出席しております。内容につきましては、盛土規制法の概要についてほかでございます。

4月17日、第1回農地利用最適化推進委員連絡会が行われまして、農業委員18名、推進委員18名が出席しております。内容につきましては、タブレット型端末機に関する運用についてほかでございます。

4月20日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

4月24日、第8回線引き見直しにおける第1回相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、第8回線引き見直しに関することでございます。

説明は以上でございます。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について御発言を頂く前に、私、5番目の第8回線引き見直しにおける第1回相模原市都市計画審議会小委員会に出席していたしましたので、少し御報告だけさせていただきますと思います。

これまでに、旧相模原、旧城山エリアは都市計画エリアということで線引きがされていたわけですが、津久井、相模湖については、合併し、その後、一体的な都市計画のエリアにというお話もあった中ですが、これから先、人口減少という大きな波が来る中、都市計画では非線引きとなっております。ここについて、新たに第8回線引き見直しの中でどうしていこうかという方針を決めようという諮問が本年1月に市長からありまして、それについて検討していくこととなります。スケジュール的には、これから6回ほど小委員会が開かれ、その間、都市計画審議会等が開かれるわけですが、来年2月頃に

答申し、パブリックコメントを経て、それぞれの都市計画の手續をして、来年12月頃に告示されていくことになっています。今までのとおりにいくのか、それとも一体的にするのかが決められていくことになると思います。概略ですが、そんなことで都市計画審議会小委員会が開催されました。

以上でございます。

このほかに、皆さんから何か御発言がございましたら、お願いいたします。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程 2 第 1 回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 2「第 1 回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。

菱山副会長から報告を願います。

### 会長（菱山副会長）

4 月 17 日に行われました第 1 回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

裏面に記載のありますとおり、議題（3）農地利用最適化推進委員の活動の手引きについては、昨年度実施した初めての市判定となった農地の解消に向けた取組について、推進委員を中心に所有者への声かけをした効果があったので、引き続き、事業を続けていくべきとの意見がありました。

また、議題（4）タブレット型端末機に関する運用について、タブレットを安全に運用していくためには、国に対してウイルス対策などにしっかりと対応するよう要望していくべきとの意見がありました。

以上、第 1 回農地利用最適化推進委員連絡会の報告とさせていただきます。

### 議長（阿部会長）

ただいま報告がありました。皆様から何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で第 1 回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

## 日程3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第1号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-2から3-3及び3-1001から3-1002は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

### 事務局（天野総括副主幹）

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-2は、中央区横山に住む譲渡人が所有する農地を、相模原市中央区に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、上溝の畑、1筆、462㎡です。今後の作付は、大根、コマツナ、タマネギなどを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件につきましては、市内の経営農地6筆、4,253㎡で、全て適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響がないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-3は、南区下溝に住む譲渡人が所有する農地を、農地所有適格法人の株式会社58'sファームが、経営規模拡大のために所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、南区麻溝台の畑、2筆、1,192㎡です。今後の作付については、サツマイモ、ジャガイモ、ニンニク等を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、市内の経営農地3筆、1,805㎡で、全て適切に管理されております。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、津久井事務所管内の2件について説明いたします。引き続き、3ページを御覧ください。

收受番号3-1001は、緑区域山4丁目に住む譲受人が、埼玉県川越市及び東京都町田市に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるため

の申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は若柳の畑、1筆、852㎡です。今後の作付は、大豆、麦、ジャガイモを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地8筆、5,504㎡を適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-1002は、中央区南橋本に住む譲受人が、緑区川尻に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は、川尻の畑、1筆、396㎡です。今後の作付は、大根など露地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、2,115㎡を適切に管理しています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が180日、姉が300日、兄が130日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-2については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

#### **7番（小林委員）**

4月26日に現地を確認してまいりました。現況ですけれども、ネギやタマネギがありまして、畑として、きれいに管理している状態です。譲受人の年齢は60代で、酪農経営を40年以上続けており、息子さんも30代で、一緒に家族経営しています。現在、乳牛は23頭です。自宅の近くに牛舎、また、その奥に堆肥舎などがあり、その周りの畑も譲受人が管理していますが、今回の畑の所有権を得ることによって、効率的な経営になると考えます。特に問題ないとは思いますが、御審議よろしくをお願いします。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号3-3については、南区担当、志村佳男委員ですが、本日、欠席です。御本人からは、現地確認の結果、問題なしとの報告がありました。

続きまして、收受番号3-1001については、相模湖地区担当、青木齋委員、お願いします。

#### **1番（青木委員）**

26日に岸推進委員と現地を確認いたしました。私の見に行ったときは草がぼうぼうで、スクリーンの写真はちょっと古くないですか。

#### **事務局（伊藤所長）**

相談を受けたのが2月、3月ぐらいですので、そのときの写真になります。

#### **1番（青木委員）**

26日に現地を見たときと写真はちょっと違って草ぼうぼうになっておりましたけれど、トラクターが1回入れば、いい畑になるのではないかと考えております。譲受人は令和4年に市の認定農業者に認定されておりまして、大変熱心に耕作しておりますので、別に問題にないと思います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号3-1002については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

**14番（西東委員）**

4月25日に押田推進委員と現地確認をしまいいりました。この土地は、上のほうに登りますと、城山湖に近い里山の一角にあります。譲受人は会社員となっておりますけれども、年間180日農業に従事するようです。また、近くにいるきょうだいと同じように関わるといふことで譲り受けることになっております。特に問題はないかと思いません。

以上です。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

**17番（藤村委員）**

3-3、面積要件がなくなったということですが、となると、この方が適切な農業者かどうかということが基準になる。さっき少し説明がありましたが、その点を説明していただければありがたい。

**事務局（伊藤所長）**

面積要件ですけれども、現在1,805㎡とはなっているんですが、以前に市街化区域も借りていまして、認定の当初は2,000㎡を超えていたのですが、その市街化区域を返しまして、今回、新たに議案の農地を購入するという流れになっております。

**議長（阿部会長）**

よろしいでしょうか。

ほかに御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程3 議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程4議案第2号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤所長）**

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

**事務局（天野総括副主幹）**

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号3-1は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。申請地は、中央宮下本町の畑、1筆、44㎡です。地下トンネルの建設に伴う区分地上権についての説明は省略させていただきます。なお、相模原市域の農地の区分地上権については、宮下本町から大島方面にかけての地域が対象となる見込みです。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程5 議案第3号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、6ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

### 事務局（天野総括副主幹）

それでは、7ページを御覧ください。

收受番号4-1は、申請人が所有する田名の農地、1筆、1,043㎡のうち314㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、再生資源回収事業者からの要望により、従業員用駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設鋼板を活用するとともに、新たに鋼板を設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はふじ第二保育園の北西約440mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-1については、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

### 13番（大谷委員）

4月18日に確認に行ってきました。この周りは、ほとんどがBランクの農地と駐車場ばかりで、周辺への影響はないものと思われれます。

以上です。

### 議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5 議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 6 議案第 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、8 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5 - 1 から 5 - 3 及び 5 - 1 0 0 1 から 5 - 1 0 0 2 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5 - 1 については、同法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和 5 年 4 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

### 事務局（天野総括副主幹）

それでは、9 ページを御覧ください。

收受番号 5 - 1 は、譲受人の株式会社イーカムが、譲渡人 3 名が所有する上九沢の農地 4 筆、3,868 m<sup>2</sup>の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 7 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック 2 段から 3 段を設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立大沢幼稚園の北西約 200 m です。なお、本案件は神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取をいたします。

続きまして、收受番号 5 - 2 は、譲受人の株式会社ブリッジポイントサービスが、譲渡人 4 名の所有する磯部の農地、5 筆、1,981 m<sup>2</sup>の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 8 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由といたしましては、貿易業を再開するに当たり、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設鋼板を活用するとともに、新たに鋼板を設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の南北約 120 m です。

続きまして、收受番号 5 - 3 は、譲受人の有限会社山憲建設が、譲渡人が所有する麻溝台の農地 1 筆、1,844 m<sup>2</sup>の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 9 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、現在使用中の置場が手狭になったため、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック 1 段から 2 段及び万能鋼板を設置し、雨水については、砂利

敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立双葉小学校の北約50mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、収受番号5-1001は、譲受人の日相建設株式会社が、譲渡人が所有する日連の農地、2筆、362㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、社用車及び従業員用自家用車の駐車場を新たに取得するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側は既存コンクリートブロック高さ2段積み、南側は既存の石積み高さ80cmを利用し、東側は矢板土留め高さ10cmを新設する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立日連診療所の北東約60mです。

続きまして、収受番号5-1002は、譲受人の合同会社ヘリテッジキーパーが、譲渡人が所有する根小屋の農地、3筆、1,136㎡の所有権移転を受け、休憩所として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は現在マウンテンバイクのツーリングコースの開発を津久井地域で計画しており、申請地をそのツーリングコースの休憩所として整備するための申請です。案内図の西側、県道513号から入り、最初の申請地が自転車駐車場として、そこから東側に休憩所として整備します。全体的に緩やかな傾斜地ではありますが、盛土、切土は行わず、現状のまま利用し、高低差があるため、周囲には転落防止柵と丸太ロープによる安全対策を行います。雨水については、地面は土のままの状態による敷地内浸透とする計画です。申請地は県立津久井湖城山公園の西隣です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-1については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

### 12番（山口委員）

4月22日に現地を見てまいりまして、その結果を御報告いたします。案内図の三角形になっているほうが222番地、上のほうのL型の北東側が189番地で、その下が223番地ですか、以前は189番地のほうが判定基準で言えばBで、222番、223番地はDといいますか、竹と雑木が繁っていた場所です。三角形に挟まれたこの道は昼でも暗いという状態です。22日に見に行くと、こんな明るくなったんだと、びっくりしたような状況です。この内容ですと、境界もフェンスは建てずに柵をつけるだけということですので、北側に畑があるんですけども、そちらへの悪影響は全くございません。周りの住宅の方も、むしろ大歓迎ではないかと思えます。住環境、営農環境とも改善される案件だと思います。

以上です。

### 議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-2については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

### 5番（斉藤委員）

現地調査に行ってきました。ここは少し坂になっているんですが、両方とも土留めはするということで、問題ないと思います。

以上です。

### 議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 3については、南区担当、志村佳男委員でございますが、本日、欠席です。御本人からは、現地確認の結果、問題なしとの報告がありました。

続きまして、收受番号5 - 1001については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

### 3番（加藤委員）

4月26日に天野委員と一緒に行きました。建設業で駐車場にすると書いてありますが、車を置けない状態で、そこへ追加したと思います。よろしくお願いします。

### 議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1002については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

### 15番（八木委員）

4月24日に、長谷川推進委員と事務局の担当の方2名と一緒に現況視察に行きました。ここは大通りから小さい道を登っていくような感じで入っていく、少し分かりづらいんですけども、駐車場、休憩所という形で幾つか分けて整備をされると伺っています。近くに城山湖の県立の公園がありまして、地下からは文化財も出土する可能性もありますので、くれぐれも掘るとか、開発行為というよりは、ウッドデッキを上に乗けるとい程度の建造物といいたいでしょうか、簡易的なものを置くということで伺っています。段差がありますので、境界の木を伐採するというのではなく、枝打ちをするなど、そういった類いで対応していただいて、基本的には地が崩れないような形で、木を生かした状態で、今後も景観を生かしていくとのことでしたので、土の流出など、その手のことに関しては、一応、下の段の農業者さんはまだ仕事をされていますので、その部分を留意していただければということをお願いしたいと思います。

以上となります。

### 議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

### 17番（藤村委員）

2つあるんですけど、相模原市の観光開発という意味では、結構な話だと思います。今、八木委員が少し説明されたんですけど、事務局に質問ですが、建造物が何か建つ、そういう話ですか。ただ、テントみたいな簡易的な屋根がつくだけのものなのか、どんなものができるのか。

### 事務局（伊藤所長）

計画としましては、地図でいきますと右側の上下に休憩スペースを考えておりまして、ウッドデッキを何か所か設けて、そこに座って景色を見る。ここは結構、高台になっていまして、眺望がいいところがあります。そういった中で、木陰を利用して、ウッドデッキに座って休憩するという計画です。その中で一つ、少し大きめのウッドデッキを計画していまして、そこにはハンモックをかけてという構想も持っているということで、

建物として屋根をつけてしまうと建築物になってしまう、そうすると開発行為にもかかってきますので、屋根はつけないで、ウッドデッキだけという計画をしております。

以上です。

**17番（藤村委員）**

結構です。

もう一つは、收受番号5 - 3、我が家の近くですが、この地図で見ますと、北側に農地が残っていますね。私、ちょっと聞き逃したんですけど、資材置場なので、最近、資材置場と言いつつ、ひどいになると高さ5 mぐらいのフェンスを張ったりする人がいるんですが、これはどんな状況でしょうか。

**事務局（天野総括副主幹）**

北側の農地側については、鋼板を2 m設置する計画をしまして、隣接する所有者には説明して、了解は得ています。

**議長（阿部会長）**

いかがですか、よろしいですか。

**17番（藤村委員）**

はい、結構です。

**18番（天野委員）**

参考までに、收受番号5 - 2の資材置場は、貿易業を営んでいるということですが、どんな資材を予定しているのでしょうか。

**事務局（天野総括副主幹）**

輸入したレンガや木材、石版などを予定しています。

**18番（天野委員）**

はい、分かりました。ありがとうございます。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第4号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程 6 議案第 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第5号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-1及び5-1001から5-1009は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

### 事務局（天野総括副主幹）

14ページを御覧ください。

整理番号5-1は、新規事業のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は12ページを御覧ください。契約期間は2年8か月、件数は1件、1筆、面積は2,272㎡でございます。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、津久井事務所管内の9件について説明させていただきます。

整理番号5-1001から5-1003は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は13ページを御覧ください。契約期間は3年8か月、件数は3件で5筆、面積は3,218㎡です。

続きまして、整理番号5-1004は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は14ページを御覧ください。契約期間は5年8か月、件数は1件で1筆、面積は1,080㎡です。

続きまして、整理番号5-1005から5-1009は、本年3月31日に農業委員会で新規就農者認定を行った借人が新たに利用権を設定するものです。案内図は15ページを御覧ください。契約期間は3年8か月、件数は5件で7筆、面積は3,208㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 17番（藤村委員）

整理番号5-1はどういう方ですか。

### 事務局（天野総括副主幹）

Q o b b e 合同会社で、解除条件付です。

### 事務局（伊藤所長）

解除条件付で、ここで新規に参入した業者で、作物については、ニンニク、サツマイモ、ナス、ピーマンなどの露地野菜を栽培する予定で、事業内容としては、農産物の生産、加工、販売を行っている業者でございます。

**17番（藤村委員）**

要するに、会社自体が新規、代表の方は農業経験があるということですか。

**事務局（伊藤所長）**

会社自体は相模原市においては新規の参入です。代表者は会社の代表ということですが、けれども、従業員は農業経験があり、耕作していくと伺っています。

**17番（藤村委員）**

ありがとうございます。ちょっとくどいようですが、法人で、かなり縛りが弱く、名目上、参入できる。それから、面積要件もなくなりましたので、やはり目を光らせるというか、きちんと農業をやってくれるかなというところを見たいということで質問しました。

すみません、津久井管内のものが整理番号5 - 1005から1009の方は新規ですね。みんな同じ？

**事務局（伊藤所長）**

整理番号5 - 1005から1009の方は、今年の3月31日に新規就農者ということで事務局として認定を行った方になります。

**17番（藤村委員）**

はい、ありがとうございます。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第5号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、18 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 2 から 5 - 7 及び 5 - 9 から 5 - 11 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 5 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

### 事務局（天野総括副主幹）

それでは、19 ページから 22 ページを御覧ください。案内図は 16 ページから 19 ページと 21 ページです。

整理番号 5 - 2 から 5 - 7、5 - 9 から 5 - 11 は、中間管理機構神奈川県農業会議が借入れ、農業者に貸し出すための利用権を設定するものです。この議案は、今総会より申請が新しくなった中間管理機構神奈川県農業会議が仲介し、農業者へ貸し出す一括方式です。件数は 9 件、14 筆、面積は合計で 15,447 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 17 番（藤村委員）

今年度から面積要件がなくなったので、議案の備考のところは何 m<sup>2</sup>などを書いていないので、よく分からない。例えば名前を見ると、整理番号 5 - 5 の方は頑張っているのはよく知っているんですが、皆さん、しっかり農業をやられている方ということはどこかで言っていたかと、何にも言うことはないですが。

面積がどうこうと、もう言えないんですね。

### 事務局（伊藤所長）

そうですね。

### 17 番（藤村委員）

面積が書いてあれば、納得できるのですが、そうでないと、やっていますというだけでもいいと思うんですけどね。例えば、新規で、これからですというようなことで、何かコメントがあれば、それで我々は審査できると思うけど、この状態だけだと、何の審査もできない。

### 事務局（伊藤所長）

言い訳になりますけれども、今回、初めての議案作成となりましたので、少しその辺りが抜けてしまったというのは事実でございます。

**17番（藤村委員）**

よろしく申し上げます。

**事務局（伊藤所長）**

以後は記入して、議案に反映させたいと思いますので、申し訳ございませんが、よろしく申し上げます。

**事務局（前田事務局長兼次長）**

御意見ありがとうございます。今、委員がおっしゃったように、面積要件につきましては廃止されておりますけれども、審査に当たって必要な情報でございますから、参考として、今後、この資料には記載していくということで検討していきたいと思います。

以上でございます。

**議長（阿部会長）**

藤村委員、ここではよろしいですか。

**17番（藤村委員）**

はい、結構です。

**議長（阿部会長）**

ほかにございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第6号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程8議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程 9 議案第 7 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、7 番小林康史委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

**7 番 小林康史委員 退席**

**議長（阿部会長）**

それでは、日程 9 議案第 7 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤所長）**

それでは、23 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 8 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 5 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

**事務局（天野総括副主幹）**

それでは、24 ページを御覧ください。

整理番号 5 - 8 は、中間管理機構神奈川県農業会議が借入れ、農業者に貸し出すため、利用権を設定するものです。この議案は、今総会より申請が新しくなった中間管理機構神奈川県農業会議が仲介し、農業者へ貸し出す一括方式です。件数は 1 件で 1 筆、面積は 1,353 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、7番小林康史委員には、御着席をお願いします。

7番 小林康史委員 着席

## 日程 10 議案第 8 号 令和 6 年度県農地等の利用の最適化の推進に関

### する意見について

#### 議長（阿部会長）

続いて、日程 10 議案第 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（濱端総括副主幹）

それでは、25 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 号 令和 6 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。農業委員会等に関する法律第 53 条第 1 項の規定により、神奈川県農業会議が提出する「令和 6 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」に関し、意見を求められているため、別紙のとおり提出する。令和 5 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26 ページから 28 ページを御覧ください。

毎年、県に意見や要望するもののうち、今回、県農地等の利用の最適化の推進に関する意見につきましては、1 月開催の全員協議会、2 月開催の農地利用最適化推進委員情報交換会、全員協議会及び第 6 回農政運営委員会で提示し、協議を経て提案するもので、昨年度要望したものがまだ実現されていないことから、継続して要望するものです。なお、令和 6 年度税制改正要望事項につきましては、既に 3 月末に県農業会議へ提出しております。

以上で説明を終わります。

#### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

#### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

#### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

#### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 10 議案第 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 1 1 報告第 1 号 農地所有適格法人の報告について

## 日程 1 2 報告第 2 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

## 日程 1 3 報告第 3 号 非農地証明書の発行について

## 日程 1 4 報告第 4 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

## 日程 1 5 報告第 5 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

### 議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

### 事務局（伊藤所長）

特にございません。

### 議長（阿部会長）

委員の皆様から、いかがでしょうか。

### 17 番（藤村委員）

31 ページ、フルーツランドさんは、この営業成績を見ると、2.3 ヘクタールで何をやっているのでしょうか。

### 事務局（伊藤所長）

こちらは令和 3 年に新規参入した農地所有適格法人で、法人としては千葉県野田市を中心に農業を始め出した法人です。2 の（1）生産する農畜産物ということで、果物、サクランボやマンゴーを野田市で昨年 10 月にビニールハウスを完成させて、今、苗木の状態で育成しているところです。相模原市においては、上溝の農地を同じようにレモンなどの果樹を栽培するということで取得したんですが、まだ手に負えないということで、現在、取得した農地ではジャガイモを栽培しており、取得した農地を遊ばせずに、きちんと農業として利用している状態です。行く行くは果樹、レモンや、こちらでもマンゴーを作りたいと当時申ししていましたけれども、今、その計画には乗っていないというのが現状です。

### 17 番（藤村委員）

2.3 ヘクタールはかなり大きな面積だけど、相模原市内はもっと小さかったんです

か。それも括弧して書いておいてくれると。

**事務局（伊藤所長）**

本来ですと、市外の農地部分を括弧書きで書いていただくんですけど、少し指導が足りなかったところがありまして、たしか相模原市内の農地が2,000㎡ぐらいで、市外に、その差分の面積を借りている、利用権設定をしているという状態です。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**17番（藤村委員）**

はい。

**7番（小林委員）**

このフルーツランドですけど、3条で所有権取得のときに、私が見に行きましたけど、1人では判断できなかったの、鈴木推進委員と一緒に見に行き、今後を見守ろうということを総会のときに言いました。けれども、去年から1年ぐらいは荒れていて、何にもやっていない状態でした。たまたま2日前見に行ったときに、ジャガイモが植わっていたので、やっと始めてくれたんだなと思いました。現状は以上です。

**17番（藤村委員）**

はい、了解です。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。

ほかに御発言はよろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で日程11報告第1号から日程15報告第5号を終わります。

以上で全ての日程が終了しました。

次回、第15回総会は、令和5年5月31日水曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は産業会館3階大研修室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第14回総会を終了いたします。